

## 参考2. 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則

### 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、第1の事業に関する手続きについてはセンターが別に定める。

(用語)

第2条 実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

- 1 「高機能急速充電設備」とは、主に充電のための蓄電機能、契約電力に応じた充電電流制御機能等により充電設備の運用に係る費用の低減に資する機能、課金機能、又はV2H機能を備えた急速充電器をいう。
- 2 「高機能普通充電設備」とは、主に充電のための蓄電機能、契約電力に応じた充電電流制御機能等により充電設備の運用に係る費用の低減に資する機能、課金機能、又はV2H機能を備えた普通充電器をいう。
- 3 「コンセントスタンド」とは、センターが認めた充電用コンセント（JWDS-0033に適合するもの）を装備する盤型またはスタンド型のものをいい、日本配線システム工業会規格「JWDS-0035 EV充電用コンセント盤・コンセントスタンド」に適合することを必要とする。
- 4 「共同申請」とは、一つの申請に関し、複数の申請者がいる場合、手続きの代表者を定めた上で共同して申請することをいう。
- 5 「特別な仕様に基づく工事」とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。
- 6 「ローン契約等」とは、割賦販売法第35条の3の23の規定による個別信用購入あっせん業者の登録を受けた法人（以下「クレジット会社等」という。）の扱う金銭消費貸借契約であって、クレジット会社等が目的物の所有権を留保しないものをいう。

(補助金交付上限額)

第3条 交付規程別表2の充電設備に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。ただし、高温地又は寒冷地において使用される仕様の急速充電設備については、第一号から第四号までに定める金額及びその仕様差を考慮しつつ、第1の事業においては400万円、第2の事業、第3の事業及び第4の事業においては300万円を超えない範囲でセンターが個別に判断する。

充電設備の種類、出力及び補助率ごとの補助金交付上限額を以下に示す。

- 一 高機能急速充電設備

第1の事業	400万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	300万円
二 定格出力が50キロワット以上の急速充電設備	
第1の事業	233万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	175万円
三 定格出力が30キロワット以上かつ50キロワット未満の急速充電設備	
第1の事業	166万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	125万円
四 定格出力が10キロワット以上かつ30キロワット未満の急速充電設備	
第1の事業	133万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	100万円
五 高機能普通充電設備	
第1の事業	300万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	225万円
六 普通充電設備	
第1の事業	120万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	90万円
七 コンセントスタンド	
第3の事業、第4の事業	15万円
2 交付規程第5条第1項に規定により充電設備等の仕様（以下「型式」という。）及び事業ごとの設置工事ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表1-1及び別表1-2のとおりとする。	
3 交付規程第4条第2項に基づきセンターが承認する充電設備等の条件を別表8に定める。	

（補助金の交付申請）

- 第4条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが指定する日は、平成27年12月28日（月）とする。
- 2 交付規程別表3に掲げる補助金の申請要件のうちセンターが定める工事開始とは、施工の開始のことをいう。
  - 3 交付規程別表4に掲げる申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表2のとおりとする。
  - 4 交付規程第6条第1項に規定する補助金交付申請書が提出された場合は、所定の様式及び前項規定の添付書類並びに記載内容が適正であるものについて受付けし、センターが適正でないとした場合は、その旨を申請者に通知し、補助金交付申請書を返却するものとする。
  - 5 申請書類に不備があった場合は、センターが申請者に一定期間に書類の不備を是正するように指示することができるものとする。
  - 6 第4項及び前項の規定は、交付規程第12条に規定される実績報告書の提出においても適用する。
  - 7 共同申請を行う場合にあっては、交付規程第6条第1項の規定による交付申請と同時に、以

下の各号を定めた、センターが定める様式による共同申請書をセンターに提出しなければならない。

- 一 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを代表して行う代表者を定めること。
  - 二 交付規程第14条第2項の規定に従って補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に対して速やかに当該他の共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。
  - 三 交付規程及び実施細則の規定により補助金の返納義務が発生した場合は、共同申請者はその返納額の全額を連帯して返納すること。
- 8 前項に規定する共同申請書を提出するにあたっては、以下の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 全ての共同申請者の印鑑登録証明書（発行から三ヶ月以内のもの、写し。）
  - 二 共同申請者が法人にあつては登記簿謄本、現在事項全部証明書等（発行から三ヶ月以内のもの、写し。）
  - 三 共同申請者がマンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の理事長が選任されたことを証する書類の写し
- 9 申請者は、交付規程別表2の特別な仕様に基づく工事に該当するものとして申請しようとするときは、交付規程第6条第1項の規定による交付申請と同時に、センターが定める様式による「特別な仕様に基づく工事」申請事由書を、その関係する規格書又は仕様書を添付してセンターに提出しなければならない。
- 10 申請者は、交付規程第18条第1項に規定される手続代行申請を行う場合は、次の各号に定める項目を手続代行者へ依頼しなければならない。
- 一 手続代行者は、交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを代行すること。
  - 二 手続代行に係る費用は、補助対象外経費とは認められないこと。
  - 三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類に関しては、全て申請者となること。
  - 四 手続代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第24条に基づき、手続代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。
  - 五 手続代行者は、交付規程第6条第1項の規定による補助金交付申請書の署名・押印をもって、前各号に同意したものとする。
- 11 前項の規定は、交付規程第12条に規定される実績報告書の提出においても適用する。
- 12 センターは、手続代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第15条に基づき交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じる。

（補助対象経費及び補助金交付額の計算方法）

第5条 補助金交付額は、充電設備費と設置工事費について別々に計算し、それらを合計して算出する。

- 2 充電設備費については、充電設備にかかる購入価格に補助率を乗じた額（千円未満の額は切り捨て。）と、別表1に定める当該充電設備と同一の型式の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額とする。なお、第1の事業における「道の駅」、および第2の事業における「高速道路等」に設置される充電設備については、当該充電設備にかかる購入価格と、別表1に定

める当該充電設備と同一の型式でセンターに申告された本体価格のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、交付規程第7条第2項の規定による交付決定通知書の記載内容に対して、交付規程第12条第1項の規程による実績報告書に記載された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

- 3 設置工事費については、交付規程別表1に事業毎に定めた額を補助額とする。（千円未満の額は切り捨て。）別表1-2に定める事業毎工事項目ごとに定額、あるいは補助上限額と申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査しこれを認めた額のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、前項ただし書きを準用するものとする。

#### （利益等排除の方法）

第6条 交付規程第6条第2項第五号に規定する利益等排除の方法は別表3に定める。

- 2 申請者は、前項に規定する方法により利益等排除の申請をしようとするときは、交付規程第6条第1項の規定による交付申請と同時に、センターの定める様式による利益等排除申告書を添付してセンターに提出しなければならない。
- 3 申請者は、第1項に規定する方法による交付規程第7条第2項の交付決定通知を受けた場合は、センターの定める様式による利益等排除申立書を、同規程第12条第1項の規定による実績報告書に添付してセンターに提出しなければならない。

#### （交付の決定等）

第7条 センターは、交付規程第7条第2項の審査をするにあたり国が認めた計画又はこれに準じたものに基づき、充電設備の普及を促進する地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

#### （計画変更の承認等）

第8条 センターは、交付規程第7条第3項の修正、同条第4項の条件、第9条の計画変更の承認その他の理由により、当初の申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

- 2 申請者は、交付規程第9条のセンターが定める様式による計画変更承認申請書の提出に先立ち、センターが定める様式による計画変更申告書を提出するものとする。ただし、工事の内容に関わらない、軽微な変更はこの限りではない。
- 3 申請者は、交付規程第9条の計画変更の内容が、軽微な変更とセンターが認める場合は、センターが定める様式である変更届出書をもって届けることとする。
- 4 センターは、前項のセンターが認める軽微な変更の内容が、極めて軽微であると認められる場合は、センターが定める様式による計画変更申告書をもって承認する。

#### （実績報告書等）

第9条 交付規程第12条第1項のセンターが別に定める日は平成28年2月12日（金）とする。

- 2 交付規程別表3に掲げる補助金申請要件のうちセンターが定める充電設備等の設置完了とは、

補助対象経費に係る設置工事が全て完了した日のことをいう。

- 3 交付規程第12条第2項のセンターの承認を受ける場合は、センターが定める様式による実績報告書提出期限遅延事由書を提出しなければならない。
- 4 交付規程別表5に掲げる設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表4のとおりとする。
- 5 申請者は、交付規程第10条に定める工事完了日遅延等報告書をもって、申請の際に予定していた設備設置の完了日までに設備設置を完了しない場合は、事前にセンターの承認を受けなければならない。この場合において、センターは、その設備設置の完了の遅延が、本人の責めに帰さないやむを得ない事情によるものと認める場合には、これを承認する。
- 6 申請者がローン契約等を利用する場合は、申請者は、補助金を受領した後、速やかに、補助金相当額を債務の支払いに充当し、センターが定める様式によるローン契約等補助金充当報告書に補助金相当額を債務の支払いに充当したことを証する書類を添付してセンターに提出しなければならない。

#### (財産処分の制限等)

第10条 交付規程第17条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表5のとおり定める。

- 2 交付規程第17条第3項の承認を受けて行われる処分うち、別表6に掲げるものにあつては、同項の規定は、適用しない。
- 3 申請者は、前項においてセンターが認める処分を行うときは、センターが定める様式による取得財産等届出書をもって届けることとする。
- 4 センターは、交付規程第17条第3項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付をした補助金の全部又は一部の返納求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するとき、センターは補助金の返納を求めないものとする。
  - 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。
  - 二 その他センターが特に認める場合。
- 5 前項において、センターが補助金の返納を求めるときは、当該返納額は、減価償却資産における償却方法の考え方に基づき、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。

#### (充電設備の設置場所等に関する調査)

- 第11条 センターは、次世代自動車の利用環境の向上を図るため、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。
- 2 設備設置に係る申請者は、やむを得ない場合を除き、前項の調査及び一般への提供等について、センターに協力しなければならない。

#### (予算が不足する場合の措置等)

第12条 センターは、交付規程第7条第2項の審査をするに当たり、申請が多い場合には、公

募期間を短縮し、先着順で実施する。公募期間の短縮及び先着順位の設定方法については次の各号のとおりとする。

- 一 公募途中において補助金申請額の累計が予算額を超えると予想される場合は、センターのホームページ上で予告を行う。ただし、公募残日数を考慮し予告の是非判断は、経済産業省の指導のもとセンターが行う。
- 二 公募期間内に補助金申請額が予算額を超えた場合は、到着日により先着順位を設定し、予算額を越えた時点で終了とする。到着日の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。

(審査委員会)

第13条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、交付規程の制定及び変更、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、補助金上限額の決定、ビジョンの承認、補助対象となる充電設備、課金装置および給電器の審査、その他の補助金の交付をする業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第14条 交付規程及び実施細則によりセンターが定める様式は、様式1から様式33までのとおりとする。

(附則)

1. この実施細則の制定は、第13条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（平成27年2月27日）から適用する。

(附則)

1. この実施細則の制定は、第13条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、平成27年3月11日から適用する。
3. この実施細則は、平成27年6月24日から適用する。

(別表1-1) 充電設備等型式毎の補助金交付上限額

## 平成26年度 補助対象充電設備型式一覧表(平成27年3月2日現在)

【区分】高機能又はそれ以外を示す。なお、高機能はデマンド/課金/蓄電機能の別に示す

【課金】認証：認証課金, 現金：現金課金, 認証・現金：認証/現金課金

【仕様】耐塩仕様：塩, 寒冷地仕様：寒, 耐塩+寒冷地仕様：塩・寒, 船舶対応：船舶, 車載対応：車

## 急速充電設備

メーカー名	区分	課金種類	型式	仕様	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	センターが承認した 本体価格 *1 (円)	
東光高岳	50kW以上		HFRI-50B4		900	1,200	1,800,000	
	30以上50kW未満		HFRI-40B4		850	1,133	1,700,000	
			HFRI-30B4S		800	1,066	1,600,000	
	10以上30kW未満		HFRI-30B4		800	1,066	1,600,000	
			HFRI-20B4S		750	1,000	1,500,000	
			HFRI-20B4T		750	1,000	1,500,000	
			HFRI-10B4S		700	933	1,400,000	
			HFRI-10B4T		700	933	1,400,000	
			認証	HFRI-50B4-A1		1,250	1,666	2,500,000
		認証	HFRI-40B4-A1		1,200	1,600	2,400,000	
		認証	HFRI-30B4-A1		1,150	1,533	2,300,000	
		認証	HFRI-30B4S-A1		1,150	1,533	2,300,000	
		認証	HFRI-20B4T-A1		1,100	1,466	2,200,000	
		認証	HFRI-20B4S-A1		1,100	1,466	2,200,000	
		認証	HFRI-10B4T-A1		1,050	1,400	2,100,000	
		認証	HFRI-10B4S-A1		1,050	1,400	2,100,000	
		認証	HFRI-50B4-A2		1,250	1,666	2,500,000	
		認証	HFRI-40B4-A2		1,200	1,600	2,400,000	
		認証	HFRI-30B4-A2		1,150	1,533	2,300,000	
		認証	HFRI-30B4S-A2		1,150	1,533	2,300,000	
		認証	HFRI-20B4T-A2		1,100	1,466	2,200,000	
		認証	HFRI-20B4S-A2		1,100	1,466	2,200,000	
		認証	HFRI-10B4T-A2		1,050	1,400	2,100,000	
		認証	HFRI-10B4S-A2		1,050	1,400	2,100,000	
		認証	HFRI-30B4-A3		1,150	1,533	2,300,000	
		認証	HFRI-30B4S-A3		1,150	1,533	2,300,000	
		認証	HFRI-40B4-A3		1,200	1,600	2,400,000	
		認証	HFRI-50B4-A3		1,250	1,666	2,500,000	
		認証	HFRI-10B4S-A3		1,050	1,400	2,100,000	
		認証	HFRI-20B4S-A3		1,100	1,466	2,200,000	
		認証	HFRI-10B4T-A3		1,050	1,400	2,100,000	
		認証	HFRI-20B4T-A3		1,100	1,466	2,200,000	
		現金	HFRI-50B4-A0L		1,200	1,600	2,400,000	
		現金	HFRI-40B4-A0L		1,150	1,533	2,300,000	
		現金	HFRI-30B4-A0L		1,100	1,466	2,200,000	
		現金	HFRI-30B4S-A0L		1,100	1,466	2,200,000	
		現金	HFRI-20B4T-A0L		1,050	1,400	2,100,000	
		現金	HFRI-20B4S-A0L		1,050	1,400	2,100,000	
		現金	HFRI-10B4T-A0L		1,000	1,333	2,000,000	
		現金	HFRI-10B4S-A0L		1,000	1,333	2,000,000	
	シンフォニアテクノロジー	30以上50kW未満		IEC-120-1A		1,150	1,533	2,300,000
				IEC-120-2A		1,250	1,660	2,800,000
高機能 (課金)		認証	IEC-120-1C		1,550	2,066	3,100,000	
		認証	IEC-120-2C		2,200	2,933	4,400,000	
		現金	IEC-120-5A		1,800	2,400	3,600,000	
		現金	IEC-120-4A		1,350	1,800	2,700,000	

\* 1 道の駅、高速道路等に設置する場合、本価格が補助金交付上限額となる。

エネゲート	高機能 (課金)	認証	ECOQ-Q500		2,000	2,666	4,000,000
		認証	ECOQ-Q440		1,750	2,333	3,500,000
		認証	ECOQ-Q200		1,500	2,000	3,000,000
ハセテック	10以上30kW未満		QC02-2P2W		900	1,200	1,800,000
			QC03-3P3W		1,050	1,400	2,100,000
	高機能 (課金)	現金	QC02-2P2W-HCF		1,500	2,000	3,000,000
		現金	QC03-3P3W-HCF		1,650	2,200	3,300,000
		認証	QC02-2P2W-EN		1,250	1,666	2,500,000
		認証	QC03-3P3W-EN		1,400	1,866	2,800,000
九電テクノシステムズ	高機能 (デマンド)		KRCS-50W-1		2,490	3,320	4,980,000
			KRCS-50-1		1,990	2,653	3,980,000
			KRCS-50-2		1,815	2,420	3,630,000
	高機能 (課金)	現金	KRCO-50-1-C		1,600	2,133	3,200,000
		現金	KRCS-50-2-C		1,900	2,533	3,800,000
		現金	KRCS-50-2-2C		2,250	3,000	4,500,000
		認証	KRCO-50-1-N		1,700	2,266	3,400,000
		認証	KRCS-50-2-N		2,300	3,066	4,600,000
	50kW以上		KRCO-50-1		1,200	1,600	2,400,000
	JFEテクノス	高機能 (蓄電池) 及び (蓄電池+課金)		RAPIDAS-R		2,450	3,266
認証			RAPIDAS-R-A		2,800	3,733	5,600,000
現金			RAPIDAS-R-C		3,000	4,000	6,050,000
認証 現金			RAPIDAS-R-AC		3,000	4,000	6,750,000
日本リアイアンス	50kW以上		EVQC-5250S		1,750	2,330	5,300,000
			EVQC-5250		1,500	2,000	3,000,000
	10以上30kW未満		EVQC-5225S		1,000	1,330	4,800,000
			EVQC-5225		1,000	1,330	2,700,000
ニチコン	50kW以上		NQC-A502		1,100	1,466	2,200,000
			NQC-A502-C	塩・寒	1,318	1,758	2,637,500
			NQC-A502-S	塩	1,256	1,675	2,512,500
	30以上50kW未満		NQC-A302		1,000	1,333	2,000,000
			NQC-A302-C	塩・寒	1,187	1,583	2,375,000
			NQC-A302-S	塩	1,125	1,500	2,250,000
	10以上30kW未満		NQC-A202		900	1,200	1,800,000
			NQC-A202-C	塩・寒	1,000	1,330	2,112,500
			NQC-A202-S	塩	993	1,325	1,987,500
			NQC-A102		700	933	1,400,000
			NQC-A102-C	塩・寒	825	1,100	1,650,000
			NQC-A102-S	塩	762	1,016	1,525,000
	高機能 (課金)	認証	NQC-A502E		1,300	1,733	2,600,000
		認証	NQC-A502E-C	塩・寒	1,518	2,025	3,037,500
		認証	NQC-A502E-S	塩	1,456	1,941	2,912,500
		認証	NQC-A302E		1,200	1,600	2,400,000
	認証	NQC-A302E-C	塩・寒	1,387	1,850	2,775,000	

\* 1 道の駅、高速道路等に設置する場合、本価格が補助金交付上限額となる。

ニチコン	高機能 (課金)	認証	NQC-A302E-S	塩	1,325	1,766	2,650,000
		認証	NQC-A202E		1,100	1,466	2,200,000
		認証	NQC-A202E-C	塩・寒	1,256	1,675	2,512,500
		認証	NQC-A202E-S	塩	1,193	1,591	2,387,500
		認証	NQC-A202ES		1,100	1,466	2,200,000
		認証	NQC-A202ES-C	塩・寒	1,256	1,675	2,512,500
		認証	NQC-A202ES-S	塩	1,193	1,591	2,387,500
		認証	NQC-A202ES-1		1,250	1,666	2,500,000
		認証	NQC-A202ES-1-C	塩・寒	1,406	1,875	2,812,500
		認証	NQC-A202ES-1-S	塩	1,343	1,791	2,687,500
		認証	NQC-A202N		1,250	1,666	2,500,000
		認証	NQC-A202N-C	塩・寒	1,406	1,875	2,812,500
		認証	NQC-A202N-S	塩	1,343	1,791	2,687,500
		認証	NQC-A302N		1,350	1,800	2,700,000
		認証	NQC-A302N-C	塩・寒	1,537	2,050	3,075,000
		認証	NQC-A302N-S	塩	1,475	1,966	2,950,000
		菊水電子工業	50kW以上		Milla-E50		1,000
30以上50kW未満			Milla-E40		950	1,266	1,900,000
10以上30kW未満			Milla-E20		750	1,000	1,500,000
高機能 (課金)	認証		Milla-E50F		1,400	1,866	2,800,000
	認証		Milla-E40F		1,350	1,800	2,700,000
	認証		Milla-E20F		1,150	1,533	2,300,000
	認証		Milla-E50M		1,400	1,866	2,800,000
	認証		Milla-E40M		1,350	1,800	2,700,000
	認証		Milla-E20M		1,150	1,533	2,300,000
	現金		Milla-E50C		1,400	1,866	2,800,000
現金	Milla-E40C		1,350	1,800	2,700,000		
現金	Milla-E20C		1,150	1,533	2,300,000		
高砂製作所	50kW以上		TQVC500M3		900	1,200	1,800,000
	30以上50kW未満		TQVC440M3		900	1,200	1,800,000
	10以上30kW未満		TQVC200M3		900	1,200	1,800,000
NTTファシリティーズ	高機能 (デマンド) 及び (デマンド+課金)		FSQC-50-1-S		1,200	1,600	2,400,000
		認証	FSQC-50-1-NW-U		1,500	2,000	3,000,000
		認証	FSQC-50-1-NW-D		1,500	2,000	3,000,000
			FSQC-40-1-S		1,050	1,400	2,100,000
		認証	FSQC-40-1-NW-U		1,350	1,800	2,700,000
		認証	FSQC-40-1-NW-D		1,350	1,800	2,700,000
			FSQC-30-1-S		950	1,266	1,900,000
		認証	FSQC-30-1-NW-U		1,200	1,600	2,400,000
		認証	FSQC-30-1-NW-D		1,200	1,600	2,400,000
			FSQC-20-1-S		800	1,066	1,600,000
		認証	FSQC-20-1-NW-U		1,100	1,466	2,200,000
		認証	FSQC-20-1-NW-D		1,100	1,466	2,200,000

\* 1 道の駅、高速道路等に設置する場合、本価格が補助金交付上限額となる。

モビリティープラス	50kW以上		True-G50	車	1,000	1,333	2,000,000	
	10以上30kW未満		True-G20	車	1,000	1,330	2,500,000	
新電元	高機能 (デマンド) 及び (デマンド+課金)		SDQC-50-S		1,225	1,633	2,450,000	
			SDQC-50-S-C	寒	1,274	1,699	2,549,000	
		認証	SDQC-50-U		1,525	2,033	3,050,000	
		認証	SDQC-50-U-C	寒	1,574	2,099	3,149,000	
			SDQC-30-S		975	1,300	1,950,000	
			SDQC-30-S-C	寒	1,024	1,366	2,049,000	
			SDQC-30-S-S	塩	1,002	1,336	2,005,000	
			SDQC-30-S-CS	塩・寒	1,052	1,402	2,104,000	
		認証	SDQC-30-U		1,275	1,700	2,550,000	
		認証	SDQC-30-U-C	寒	1,324	1,766	2,649,000	
		認証	SDQC-30-U-S	塩	1,302	1,736	2,605,000	
		認証	SDQC-30-U-CS	塩・寒	1,352	1,802	2,704,000	
		認証	SDQC-301-U		1,275	1,700	2,550,000	
		認証	SDQC-301-U-C	寒	1,324	1,766	2,649,000	
		認証	SDQC-301-U-S	塩	1,302	1,736	2,605,000	
		認証	SDQC-301-U-CS	塩・寒	1,352	1,802	2,704,000	
		認証	SDQC-301-S		975	1,300	1,950,000	
		認証	SDQC-301-S-C	寒	1,024	1,366	2,049,000	
		認証	SDQC-301-S-S	塩	1,002	1,336	2,005,000	
		認証	SDQC-301-S-CS	塩・寒	1,052	1,402	2,104,000	
		認証	SDQC-20-S		850	1,133	1,700,000	
		認証	SDQC-20-S-C	寒	899	1,199	1,799,000	
		認証	SDQC-20-S-S	塩	877	1,170	1,755,000	
		認証	SDQC-20-S-CS	塩・寒	927	1,236	1,854,000	
		認証	SDQC-20-U		1,150	1,533	2,300,000	
		認証	SDQC-20-U-C	寒	1,199	1,599	2,399,000	
		認証	SDQC-20-U-S	塩	1,177	1,570	2,355,000	
		認証	SDQC-20-U-CS	塩・寒	1,227	1,636	2,454,000	
日鉄住金テックスエンジ	高機能 (デマンド)		M-S-151		1,400	1,866	2,800,000	
			M-S-152		1,650	2,200	3,300,000	
			M-S-153		1,900	2,533	3,800,000	
			M-S-154		2,150	2,866	4,300,000	
			M-S-155		2,400	3,200	4,800,000	
			M-S-301		1,850	2,466	3,700,000	
			M-S-302		2,100	2,800	4,200,000	
			M-S-303		2,350	3,133	4,700,000	
			M-S-304		2,600	3,466	5,200,000	
			M-S-305		2,850	3,800	5,700,000	
			M-S-501		2,200	2,933	4,400,000	
			M-S-502		2,450	3,266	4,900,000	
			M-S-503		2,700	3,600	5,400,000	
			M-S-504		2,950	3,933	5,900,000	
			M-S-505		3,000	4,000	6,400,000	
		高機能 (課金)	現金	EV-M50		1,900	2,533	3,800,000
		現金	EV-M30-3253		1,475	1,966	2,950,000	

\* 1 道の駅、高速道路等に設置する場合、本価格が補助金交付上限額となる。

日鉄住金テックスエンジ	高機能 (課金)	認証	EV-N10-3250		947	1,263	1,895,000
		認証	EV-N15-3251		1,022	1,363	2,045,000
		認証	EV-N20-3252		1,097	1,463	2,195,000
		認証	EV-N30-3253		1,172	1,563	2,345,000
		認証	EV-N50-0468		1,422	1,896	2,845,000
		認証	EMC-EV-N10-3249		997	1,330	1,995,000
		認証	EMC-EV-N15-3215		1,072	1,430	2,145,000
		認証	EMC-EV-N20-3254		1,222	1,630	2,445,000
		認証	EMC-EV-N20-3261		1,222	1,630	2,445,000
		認証	EMC-EV-N30-3214		1,372	1,830	2,745,000
		認証	EMC-EV-N30-3260		1,372	1,830	2,745,000
		認証	EMC-EV-N50-3233		1,997	2,663	3,995,000
		認証	EV-E10-3250		850	1,133	1,700,000
		認証	EV-E15-3251		925	1,233	1,850,000
		認証	EV-E20-3252		1,025	1,366	2,050,000
		認証	EV-E30-3253		1,075	1,433	2,150,000
		認証	EV-E50-0468		1,325	1,766	2,650,000
		認証	EMC-EV-E10-3249		900	1,200	1,800,000
		認証	EMC-EV-E15-3215		975	1,300	1,950,000
		認証	EMC-EV-E20-3254		1,125	1,500	2,250,000
		認証	EMC-EV-E20-3261		1,125	1,500	2,250,000
		認証	EMC-EV-E30-3214		1,275	1,700	2,550,000
		認証	EMC-EV-E30-3260		1,275	1,700	2,550,000
		認証	EMC-EV-E50-3233		1,900	2,533	3,800,000
		認証	EV-U10-3250		940	1,253	1,880,000
		認証	EV-U15-3251		1,015	1,353	2,030,000
		認証	EV-U20-3252		1,090	1,453	2,180,000
		認証	EV-U30-3253		1,165	1,553	2,330,000
		認証	EV-U50-0468		1,415	1,886	2,830,000
		認証	EMC-EV-U10-3249		990	1,320	1,980,000
		認証	EMC-EV-U15-3215		1,065	1,420	2,130,000
		認証	EMC-EV-U20-3254		1,215	1,620	2,430,000
	認証	EMC-EV-U20-3261		1,215	1,620	2,430,000	
	認証	EMC-EV-U30-3214		1,365	1,820	2,730,000	
	認証	EMC-EV-U30-3260		1,365	1,820	2,730,000	
	認証	EMC-EV-U50-3233		1,990	2,653	3,980,000	
	50kW以上	EV-50		1,175	1,566	2,350,000	
		EV-50-3219		1,750	2,330	3,900,000	
		EV-50-3233		1,750	2,330	3,500,000	
		EV-50-0468		1,175	1,566	2,350,000	
	30以上50kW未満	EV-30-3253		925	1,233	1,850,000	
	10以上30kW未満	EV-20-3252		850	1,133	1,700,000	
		EV-20-3254		975	1,300	1,950,000	
		EV-15-3251		775	1,033	1,550,000	
		EV-10-3249		750	1,000	1,500,000	
		EV-10-3250		700	933	1,400,000	

\* 1 道の駅、高速道路等に設置する場合、本価格が補助金交付上限額となる。

日産自動車	30以上50kW未満		NSQC443B		665	886	1,330,000
			NSQC443C	寒	735	980	1,470,000
			NSQC443BS	塩	815	1,086	1,630,000
			NSQC443CS	塩・寒	885	1,180	1,770,000
	高機能 (課金)	認証	NSQC443BB		955	1,273	1,910,000
		認証	NSQC443CB	寒	1,025	1,366	2,050,000
		認証	NSQC443BC	塩	1,105	1,473	2,210,000
		認証	NSQC443CC	塩・寒	1,175	1,566	2,350,000
		認証	NSQC443BD		996	1,328	1,992,500
		認証	NSQC443CD	寒	1,066	1,421	2,132,500
	認証	NSQC443BE	塩	1,146	1,528	2,292,500	
	認証	NSQC443CE	塩・寒	1,216	1,621	2,432,500	
富士電機	高機能 (課金)	現金	FRCH50B-2-01-ADFCK		1,300	1,733	2,600,000
		現金	FRCH50B-2-01-ADE00CK		1,400	1,866	2,800,000
		現金	FRCH50B-2-01-ADFVM		1,100	1,466	2,200,000
		現金	FRCH50B-2-01-ADE00VM		1,200	1,600	2,400,000
		認証	FRCH50B-2-01-ADE01		1,500	2,000	3,000,000
		認証・現金	FRCH50B-2-01-ADE01CK		1,800	2,400	3,600,000
		認証	FRCH50B-2-01-ADE03		1,500	2,000	3,000,000
		認証・現金	FRCH50B-2-01-ADE03CK		1,800	2,400	3,600,000
		現金	FRCH44B-2-01-ADFCK		1,300	1,733	2,600,000
		現金	FRCH44B-2-01-ADE00CK		1,400	1,866	2,800,000
		現金	FRCH44B-2-01-ADFVM		1,100	1,466	2,200,000
		現金	FRCH44B-2-01-ADE00VM		1,200	1,600	2,400,000
		認証	FRCH44B-2-01-ADE01		1,500	2,000	3,000,000
		認証・現金	FRCH44B-2-01-ADE01CK		1,800	2,400	3,600,000
		認証	FRCH44B-2-01-ADE03		1,500	2,000	3,000,000
		認証・現金	FRCH44B-2-01-ADE03CK		1,800	2,400	3,600,000
		現金	FRCM25C-01R-NNYCK		1,200	1,600	2,400,000
		現金	FRCM25C-01R-NNY00CK		1,300	1,733	2,600,000
	現金	FRCM25C-01R-NNYVM		1,000	1,333	2,000,000	
	現金	FRCM25C-01R-NNY00VM		1,100	1,466	2,200,000	
	認証	FRCM25C-01R-NNY01		1,400	1,866	2,800,000	
	認証・現金	FRCM25C-01R-NNY01CK		1,700	2,266	3,400,000	
	認証	FRCM25C-01R-NNY03		1,400	1,866	2,800,000	
	認証・現金	FRCM25C-01R-NNY03CK		1,700	2,266	3,400,000	
	50kW以上		FRCH50B-2-01		1,060	1,413	2,120,000
			FRCH50B-2-01-ADF		1,000	1,333	2,000,000
			FRCH50B-2-01-ADE00		1,100	1,466	2,200,000
	30以上50kW未満		FRCH44B-2-01		950	1,266	1,900,000
			FRCH44B-2-01-ADF		1,000	1,333	2,000,000
			FRCH44B-2-01-ADE00		1,100	1,466	2,200,000
10以上30kW未満		FRCM25C		900	1,200	1,800,000	
		FRCM25C-01R-NNY		900	1,200	1,800,000	
		FRCM25C-01R-NNY00		1,000	1,330	2,000,000	

\* 1 道の駅、高速道路等に設置する場合、本価格が補助金交付上限額となる。

アイケイエス	高機能 (V2H)		10S200I-E			1700	2,266	3,400,000
			10T200I-E			2000	2,666	4,000,000
			10S200ID-E			1700	2,266	3,400,000
			10T200ID-E			2000	2,666	4,000,000
古河電工	高機能 (V2H)		FY-PXX024A-BS3			1700	2,266	3,400,000
			FY-PXX020A-CS3			1700	2,266	3,400,000
			FY-PXX022A-CS3			1700	2,266	3,400,000
			FY-PXX025A-BT3			2000	2,666	4,000,000
			FY-PXX021A-CT3			2000	2,666	4,000,000
古川電気	50kW以上		FSCH50A			1600	2,133	3,200,000
	30以上50kW未満		FSCH44A			1250	1,660	3,100,000
	高機能 (課金)	認証	FSCM25A-1-NYY01			1950	2,600	3,900,000
		認証	FSCM25A-1-NYY02			1900	2,533	3,800,000
		認証	FSCH50A-1-ADE01			2100	2,800	4,200,000
		認証	FSCH50A-1-ADE02			2050	2,733	4,100,000
GSユアサ	50kW以上		EVC-50KA			1600	2,133	3,200,000
	30以上50kW未満		EVC-30KA			1250	1,660	2,600,000
			EVC-R-30KA			890	1,186	1,780,000
	10以上30kW未満		EVC-20KA			1000	1,330	2,200,000
			EVC-20KD			1000	1,330	3,100,000
			EVC-R-20KA			725	966	1,450,000
	高機能 (課金)	認証	EVC-50KA-S			2250	3,000	4,500,000
		認証	EVC-R-30KA-S			1560	2,080	3,120,000
		認証	EVC-30KA-S			2000	2,666	4,000,000
		認証	EVC-R-20KA-S			1360	1,813	2,720,000
	認証	EVC-20KA-S			1800	2,400	3,600,000	

\* 1 道の駅、高速道路等に設置する場合、本価格が補助金交付上限額となる。

## 普通充電設備

メーカー名	区分	課金種類	型式	仕様	補助金交付上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付上限額 補助率2/3 (千円)	センターが承認した 本体価格 *1 (円)	
豊田自動織機	高機能 (課金)	認証	EVC1-IC		300	400	600,000	
		認証	EVC1-IC-G		495	660	990,000	
トヨタホーム	普通充電器		EVHJ		130	173	260,000	
			EVH1-H		80	106	160,000	
			EVH1-H-M		80	106	160,000	
パナソニック	普通充電器		DNE3000K		150	200	300,000	
			DNE3300K		225	300	450,000	
			DNE3000K-NA		175	233	350,000	
			DNE3300K-NA		275	366	550,000	
			DNC321K		85	113	170,000	
			DNM321S		120	160	240,000	
	高機能 (デマンド)		DNC321PK		90	120	180,000	
			DNM321PS		125	166	250,000	
	高機能 (課金)	認証	XDBNAS3000K		770	1,026	1,540,000	
		認証	XDBNAS3300K		870	1,160	1,740,000	
		認証	XDBNAK3000K		770	1,026	1,540,000	
		認証	XDBNAK3300K		870	1,160	1,740,000	
		認証	DNXC300WK		330	440	660,000	
		認証	DNXC330WK		457	610	915,000	
	充電用コンセント		認証	DNXC330RK		437	583	875,000
				WK4322S, Q, W, B		1	2	3,500
				WK4311S, Q, W, B		1	2	3,100
				WK3911		1	2	3,100
				WK3901		1	1	2,700
				WK3911S		1	2	3,100
				WK3901S		1	1	2,700
				WK4422S, Q, W, B		5	6	10,000
				WK4411S, Q, W, B		4	6	9,600
			DNM2010		19	26	39,800	
			DNM1010		19	26	39,400	
			DNE201K		24	33	49,800	
			DNE101K		24	32	49,400	
コンセントスタンド				DNM021S, Q, B		49	—	99,800
			DNM011S, Q, B		49	—	99,400	
			DNE001K		99	—	198,000	
			BPE021 *3		27	36	54,700	
			BPE011 *3		27	36	54,300	
			BPE221 *3		41	54	82,000	
		BPE211 *3		40	54	81,600		
寺田電機	コンセントスタンド		ESC00200 *3		24	33	49,800	
新電元	高機能(課金)	認証	PM-CS03-S		290	386	580,000	
	高機能 (課金)	認証	PM-CS03-S-CC	寒	325	433	650,000	
		認証	PM-CS04-S-H1		290	386	580,000	
		認証	PM-CS04-U-H1		300	400	600,000	
		認証	PM-CS04-S-H1-CC	寒	325	433	650,000	
		認証	PM-CS04-U-H1-CC	寒	335	446	670,000	

\* 1 道の駅、高速道路等に設置する場合、本価格が補助金交付上限額となる。

\* 2 第3・第4の事業の場合に補助対象経費と認める。

\* 3 機械式駐車場への設置においても補助対象経費と認める。

日本電気	高機能 (デマンド+課金)	認証	H01-S/C		399	532	798,000
	高機能 (デマンド)		H02P		400	533	800,000
			H02W		400	533	800,000
日東工業	普通充電器		EVP-1GT		75	100	150,000
			EVP-1GT-J		105	140	210,000
			EVP-1GTV		90	120	180,000
			EVP-1GTV-J		120	160	240,000
サンワ	高機能(課金)	現金	SNS1200E500-S	塩	490	653	980,000
モリテックスチール	普通充電器		MEVS-02		240	320	480,000
内外電機	コンセントスタンド		EVCSP-1SN		112	—	224,000
			EVCSP-2SN		149	—	298,000
			EV-200-WJS		72	—	144,000
矢崎エナジーシステム	普通充電器		YDCH01-01		80	106	160,000
			YDCH01-01P		165	220	330,000
			YDCH01-S1P		175	233	350,000
			YDCH01-S1		90	120	180,000
			YDCH01-01S		130	173	260,000
			YDCH01-S1S		140	186	280,000
椿本チエイン	高機能 (V2H)		TPS02		750	1,000	1,500,000
			TPS02-WK1		825	1,100	1,650,000
	高機能 (V2H+課金)	認証	TPS02-AC1		1,050	1,400	2,100,000
		認証	TPS02-AC2		925	1,233	1,850,000
		認証	TPS02-WK1C1		1,125	1,500	2,250,000
		認証	TPS02-WK1C2		1,050	1,400	2,100,000
ニチコン	高機能 (V2H)		ZHTP1580R		240	320	480,000
			ZHTP1900R		390	520	780,000
	普通充電器		ZHTP1700R		240	320	480,000
日本宅配システム	高機能 (課金)	認証	IRA0002-1		400	533	800,000
		認証	IRA0002-2		565	753	1,130,000
		認証	IRA0002-3		730	973	1,460,000
		認証	IRA0002-4		895	1,193	1,790,000
本田技研工業	高機能(V2H)	認証	UEAJ		860	1,146	1,720,000
	高機能 (課金)	認証	UEBJ		500	666	1,000,000
		認証	UEDJ		400	533	800,000
	普通充電器		UECJ		415	553	830,000
			UEEJ		315	420	630,000
三菱電機	高機能 (V2H)		EVP-SS60A-M5		475	633	950,000
			EVP-SS60A-Y5		475	633	950,000
			EVP-SS60A-M7		485	646	970,000
			EVP-SS60A-Y7		485	646	970,000
フォーアールエナジー	高機能 (蓄電池)		CHB-240A03L *2		1,600	—	3,200,000
			CHB-240A03N *2		1,600	—	3,200,000
			CHB-240A03X		1,850	2,466	3,700,000
			CHB-240A03Y		1,850	2,466	3,700,000
河村電器	充電用コンセント		ECL		5	6	10,000
	コンセントスタンド		ECLG		6	—	13,000
			ECPS		49	—	98,000
			ECPW		24	—	49,800

\* 1 道の駅、高速道路等に設置する場合、本価格が補助金交付上限額となる。

\* 2 第3・第4の事業の場合に補助対象経費と認める。

\* 3 機械式駐車場への設置においても補助対象経費と認める。

## 課金装置\*4

メーカー名	型式	区分	仕様	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	センターが承認し た本体価格 (円)
日本電気	N01P	課金装置	フェリカ等カード対応	350	700,000
		対応する 充電設備 型式	日本電気	: H02P, H02W	
			パナソニック	: DNE3000K-NA, DNE3300K-NA	
			日鉄住金テックスエンジ	: EV-N50-0468, EMC-EV-N50-3233, EMC-EV-N20-3261, EMC-EV-N30-3260	
	N01W	課金装置	フェリカ等カード対応	350	700,000
		対応する 充電設備 型式	日本電気	: H02P, H02W	
	パナソニック		: DNE3000K-NA, DNE3300K-NA		

## 給電器\*4

メーカー名	型式	区分	仕様	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	センターが承認し た本体価格 (円)
三菱自動車	MZ604775	給電器	最大出力1.5kW	71	142,667
		以下の車両に対応 i-MiEV, MINICAB-MiEVバン, MINICAB-MiEVトラック, OUTLANDER PHEV			

\*4 第5の事業の場合に補助対象経費と認める。



(別表1-2)事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額

(単位:万円)

事業の種類 設置場所	第1の事業						第2の事業			第3の事業				第4の事業		第5の事業			
	ビジョンに基づく場所			道の駅		特別な仕様 (フェリー等)	公共性を 有する場所 *1		特別な仕様 (高速道路等)	共同住宅及び 従業員駐車場等				法人・個人・自治体等 の専用の駐車場		既設充電設備			
	急速	普通	機械式 駐車場 (充電用コンセント)	急速	普通	急速・普通	急速	普通	急速	急速	普通	充電用 コンセント *1	コンセント スタンド* *1	急速	普通 コンセントスタンド*	課金装置			
工事区分及び補助対象経費となる工事費	説明					枠内上限なし			枠内上限なし					上限あり	上限あり				
(1) 充電設備等設置工事費	原則、充電設備1基当たりの補助上限額 ①～④の工事毎の審査結果の額と それぞれの上限額のいずれか低い方					3,500			5,000										
① 充電設備等設置工事費	搬入費を含む						55	25		55	25	55	25	0				20	
② 電気配線工事費							125	55		125	55	125	55	55				40	
③ 高圧受変電設備設置工事費	申請者が必要に応じ選択						200			200		200							
④ 特別措置に基づく受電工事費	申請者が必要に応じ選択						100			100		100							
																10	5		
(2) 案内板設置工事費	原則、1申請あたりの補助上限額 審査結果の額と上限額のいずれか 低い方																		
ア. 入口が2ヶ所以下の施設への設置	ア、イのいずれかを申請者は選択						25	25		25	25	25	25						10
イ. 入口が3ヶ所以上の施設への設置							65	65		65	65	65	65						15
(3) 付帯設備設置工事費	原則、充電器1基(1充電スペース)あ たりの補助上限額 審査結果の額と上限額のいずれか低い方 ただし、①～⑥の合計値は、工事全体の 上限額の範囲内						3,500				5,000								
① 駐車スペースのライン引き						5		5	5	5		5	5						
② 路面表示						15		15	15	15		15	15						
③ 屋根	③又は④					50		50	50	50		50	50						
④ 小屋	③又は④					70		70	70	70		70	70						
⑤ 充電設備防護用部材						10		10	20	10		10	10	10					
⑥ 電灯						10		10	10	10		10	10						
工事全体の上限額						90	90	20	90	90	90	10							
(4) その他設置に係る費用	原則、1申請あたりの補助上限額 審査結果の額と上限額のいずれか低い方 ただし①～⑥の合計値は、費用全体の 上限額の範囲内					3,500			5,000										
① 雑材・消耗品費、養生費							5	5		5	5	5	5	5					
② レイアウト検討・図面作成費							35	25		35	35	35	25	25					
③ 安全誘導員費							15	15		15	15	15	15	15					
④ 停電回避費							10	10		10	10	10	10	10					
⑤ 充電スペース造成費	道の駅、高速道路等への設置時のみ										50	50							
⑥ 諸経費							30	15		30	30	15	15	15					
費用全体の上限額						95	70	95	145	120	95	70	70						
(1)～(4)の工事費の合算上限額(充電設備等を一基(装置)申請する場合)						730	305	350	805	405	730	305	585	150	125		75		

\*1 機械式駐車場に設置されるコンセント等の工事に係る補助金交付上限額は第1の事業の「機械式駐車場」の工事の額を適用する。

(注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事費」の補助金交付上限額については、別途センターが審査する。



(別表2) 申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

1. 第3の事業の申請にあつては充電設備の設置場所が共同住宅または月極駐車場等であることを証する書類
2. その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表3) 利益等排除の方法

## 1. 利益等排除の対象となる調達先

補助金の申請者（リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- （1）申請者自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）申請者の関係会社（上記（2）を除く）

## 2. 利益等排除の方法（注）

（1）申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価及び当該設置工事費の工事原価をいう。
（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	取引価格が当該調達品及び当該設置工事費の原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
（3）申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、及び取引価格が工事原価と当該設置工事に対する経費等及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の

	直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 「製造原価」、「工事原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品及び当該設置工事費に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

(別表4) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

充電設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

1. 充電設備等設置工事代金の支払証憑(充電設備の本体価格が記載されているもの)
2. 充電設備等設置工事の完了を証する書類
3. 充電設備がリースの場合にあっては、次の書類
  - ・リース契約書のコピー
  - ・貸与料金の算定根拠明細書又は補助金相当額がリース料金に反映されたことを証する書面
4. 支払がローン契約等による場合にあっては、次の書類
  - ・ローン契約等の契約書のコピー
  - ・ローン契約等による補助金受給に関する取決書
5. その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表5) 取得財産等の処分を制限する期間

事業の種類	制限対象となる取得財産	取得財産等の処分を制限する期間
第1の事業 第2の事業 第3の事業 第4の事業	充電設備及び付帯設備等	5年 (設置完了日からとする)
第5の事業	課金装置及び給電器	

(※ 取得価格が50万円以上のもの)

## (別表6) 取得財産等の処分のうち、センターが認めるもの

次に掲げる処分（貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた者が、充電設備等の所有権を留保するものに限る。）

- 1 充電設備等設置後に本補助金の目的の達成を図るために、充電インフラネットワーク会社等へ行われる利用権の許諾。
- 2 充電設備等の塗装等による広告目的使用。ただし、充電設備機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしてはならない。
- 3 その他センターが充電設備等の普及の促進に特に必要と認める処分。

## (別表7) 充電設備等の条件

センターが補助対象経費と認める充電設備の条件は、次に掲げるものとする。

- 1 センターが補助対象経費と認める「急速充電設備」および「普通充電設備」は、市販されている電気自動車・プラグインハイブリッド自動車と当該充電設備の充電時の「互換性」および「安全性」が、第三者により担保されていることを条件とする。なお、第三者については審査会の承認を得て、センターが別に定める。現在承認を得ている第三者はCHAdeMO協議会及びJARIである。
- 2 「急速充電設備」及び「普通充電設備」については、第1の事業及び第2の事業に該当するものは国際規格（IEC61851、IEC62196）に準拠していることを条件とする。
- 3 「普通充電設備」にあっては、第3の事業及び第4の事業に該当するものはコントロールパイロット機能において、使用、非使用の切り替え可能なことを条件としない。